

【重要】特定舞台設備使用に際しての注意事項

①特定舞台設備と舞台技術者について

- ・城東区民センターのホールに設置されている以下の設備を**特定舞台設備**と呼びます。

「舞台音響設備、舞台客席照明設備、舞台機構操作盤、昇降式スクリーン、昇降式スクリーン用プロジェクター、反響板、吊りバトン、各種舞台幕」

・特定舞台設備を使用する際は設備保全や重大事故防止のため十分な知識と経験を有している専門家（以下、舞台技術者と言います）の手配が必要です。**舞台技術者以外（城東区民センター指定管理者を含む）は上記設備の操作を行えませんのでご注意ください。**

・特定舞台設備（舞台技術者の手配）が必要なイベントを行う際は、特定舞台設備と会館の保全のため、必ず利用者・舞台技術者・指定管理者の三者を交えた打合せを行い、イベント内容の精査や舞台技術者が知識と経験を有しているか確認を行わせていただきます。

（指定管理者がそれらを不適切と判断した場合や打合せを行えない場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。また、設備が使用できないことによって生じた損害に対して、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません）

・上記の精査を終えた後に、「特定舞台設備の使用許可」を出します。**「会館の使用許可書」を発行した時点では「特定舞台設備の使用許可」は出していないのでご注意ください。**

・打合せはイベント開催日の2ヶ月前を目安に案内のご連絡をさせていただきますので、必ず連絡を取れるようにしておいてください。

②舞台技術者の手配について

・舞台技術者の手配は利用者で行って頂きます。指定管理者は舞台技術者の手配を行いません。

・舞台技術者に心当たりがない場合は、**指定管理者にご相談して頂ければ舞台技術者を紹介させていただきます。**

・指定管理者が紹介する舞台技術業者は特定舞台設備に関する保守点検業務を行っており、後述の「舞台設備管理業務」も兼ねて行うことができるため、**指定管理者が紹介する舞台技術者に発注を行う場合は、舞台設備管理者の発注を行う必要はありません。**

・指定管理者に舞台技術業者の紹介を求める場合、イベント開催日の2ヶ月前までに下記問い合わせ先にお申し出ください。

・利用者と舞台技術業者との直接契約となるため、舞台技術者派遣料の見積や特定舞台設備の使用に関する相談はすべて舞台技術業者と直接行ってください。また、指定管理者が紹介する舞台技術業者との間で、契約が成立しなかった場合は別の業者を利用者自身で手配してください。指定管理者は関与しません。

③舞台設備管理者について

・利用者が独自で手配した舞台技術者が**特定舞台設備を使用する際**、特定舞台設備の保全と管理及び重大事故防止のため、指定管理者が紹介する舞台設備管理者の手配をお願いしております。**（舞台設備管理者の発注は任意のため、派遣料（人件費）は利用者の負担となります。指定管理者は設備管理業務を行えませんが、イベントの安全、円滑な運営のためにも派遣を推奨しております）**

・舞台設備管理者は舞台技術者に対し、特定舞台設備に関する説明や質問への回答、持ち込み機材等が問題なく使用できるかの精査、トラブル時の対応などを行うことで、イベントを安全、円滑に進行させるための設備管理業務を行います。

・舞台設備管理者の発注を行って頂ける場合は、発注や請求などの契約は打合せ時に行います。事前の見積やその他質問等は下記問い合わせ先にお問合せください。

④舞台設備管理者の発注をしない場合

・（別添）「城東スギタクレストホール舞台設備等使用申込書」に記載する確認事項に全て同意・承諾の上、使用していただく必要があります。

・利用者が手配した舞台技術者が、特定舞台設備等に対し損害を発生させた時の賠償責任の担保のため、**「イベント損害保険」**に必ず加入して頂きます。

・どのような「イベント損害保険」に加入するのかは利用者自身でご検討をお願いします。

・打合せ時に「イベント内容」「舞台技術者」「イベント損害保険の内容」を精査します。

・問題がないと判断した際は、「イベント損害保険の契約書の写し」と「舞台設備使用申込兼誓約書」を提出して頂きますので、「イベント損害保険の契約書の写し」を必ず打合せ時に持参してください。

・「誓約書」と「イベント損害保険の契約書の写し」の提出を拒否された場合は、区役所附設会館条例（裏面に参考条文記載）に基づき設備使用をお断りすることがございます。

・また、それに際して生じた損害に対し、指定管理者は一切の補償と賠償の責を負いません。

区役所附設会館条例【抜粋】

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用を許可してはならない。

(2) 建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、代行会館の施設の使用許可を取り消し、その使用を制限し、若しくは停止し、又は代行会館からの退館を命ずることができる。

(2) 前条各号に定める事由が発生したとき